

事堂主 藤井島太郎

名 稱 藤井宗具製作所

資本金 一万五千元

企業系統 十二

使用労働者 男二十三名

一労働者側

労働者側者 男二十三名

業 種 業 全國労働 関東合同労働組合

事業参加者中組合加盟者 全員

一事業参加者側 十一月二十一日

一養生原因

今工場ハ新賃制度ニシテ最近製品ノ注文減少ノ為減収ヲ来シ

タルヲ理由トシテ十一月二十一日迄事業代表二名ハ工場主ヲ

訪問労働者ヲ提出交渉シタルニ因ル

一要求事項

労働者側者ヲ受ケタル事業主ハ安父藤井傳治郎ト相談シ十一月

二十六日組合代表十松鉦太郎外一名接工代表佐良土忠孝外一

名ト會見シ種々折衝セシカ結果纏ルトコトナリ從業員等ハ別

記要求書ヲ提出ス

一経過経過交渉状況

(1)十一月二十一日該労働者ヲ提出セル從業員ハ二十三日午後二

時ニ至リ一齊ニ作業ヲ打切り東横関東合同労働組合側ヨリ要助

働工代表佐良土忠孝外一名ニテ工場主ヲ訪問シ該労働者ハ又

ノ外更ニ單價三割五分ノ値上ヲ要求ス

(2)十一月二十五日前迄組合事業部長十松鉦太郎等交渉シタル

交渉アリ

(3)十一月二十七日要求書提出後各業種所他業種ニ由。文筆家ヲ

労働者側者トシテ労働局長加藤幸藏副局長山形三史ト決定ス